



<2017年度 事業方針>

- 「簡素」「迅速」「満足」を基本方針に、法人の執行体制を強化するため、本部事務局とサポートセンターを統合し、新たに「法人事務局」を設けます。
- 新体制のもと、「コンプライアンス（法令遵守）の徹底」「危機管理の強化」「経営改善の実行」を重点的に取り組みます。
- 主に知的なハンディがある人たちの地域生活を支援するため、グループホーム「ホワイトハウス」「南花（さざんか）」「Myほーむ」および「すずらんホーム」を運営するとともに、Myほーむサテライトを廃止し、新たなグループホームの開設を進めます。
- お年寄りのその人らしい暮らしを支えるため、グループホーム「わいわい」を運営します。
- 障がいのあるなしや世代の違いを超えて地域の人たちが集う「あったかほーむいしべ宿」を運営するとともに、「クラブハウスわらく」の活用を図ります。
- 計画相談、一般相談支援等を行う「あのし相談支援センター」を運営します。
- 高齢者世帯等への配食サービス、子育てサロン、障がい児・者の余暇支援などの多機能な拠点として「くらしカフェ」の事業を充実します。
- 地域で暮らす障がい児・者やホーム住人が参加する「余暇ワイワイ」を実施します。
- 自治会と協働し、河川の水質保全を中心とする「環境保全活動」を行います。

(1)総会の開催

総会を2017年6月上旬に開催し、事業報告・収支決算等を審議します。

(2)理事会の開催

理事会は、原則2月に1回の定例会と運営状況に応じて随時開催し、法人の運営や事業について審議します。また、毎月1回、三役会議を開催し、スタッフの充足状況やホーム住人の課題共有など、理事会に諮るべき事項の整理を行います。

(3)会員募集

2016年3月末現在、会員総数は、127名です。年間を通じて会員の募集に努めます。年会費は、正会員3,000円、賛助会員1,000円とします。

(4)研修の実施

10月頃、法人全体の「初任者研修」およびスタッフ全員を対象とした「現任者研修」を行います。また、外部の研修にも積極的に参加し、特定の人に偏らずスタッフ全員のレベルアップに努めます。

(5)法人事務局の運営

加齢によって障がいが重くなった人、支える家族等に課題が出てきたホーム入居者の皆さん等へのきめ細やかな対応がホーム・事業所で出来るよう支援します。そのため、あぼし相談支援センターの機能を活かすとともに、ホーム・事業所が行う個別支援を通じて、利用者サービスの向上を図ります。

ネットバンキング等による事務的支援、住人の財産保全、苦情解決委員会を充実させ、尊厳の確保・人権の尊重の視点による権利擁護を図ります。

(6)他機関・団体等との協働

より地域に開かれた活動となるよう、地域・分野・対象を横断的に捉え総合的な地域活動に取り組みます。また、県や市町、社協、鳩の街など他のNPO団体、地元の住民組織等と連携します。

(7)コンサートの開催

「2017 みんなおいでやコンサート」の実行委員会を組織し、6月3日(土)に雨山研修館でソプラノ歌手の山本隆子さんを招いてのコンサートを開催します(13回目) プレイバントの実施、支援企業の拡大等により、財源を確保します。

(8)市民農園の運営

グループホーム南花(さざんか)に隣接する農園を会員や地域の方々に開放し、利用していただきます。

(9)広報活動の充実

「わいわい通信」を年2回発行するほか、下記の3点を主な目的として、ホームページを運営します。

- ① 事業所間の情報共有の方法として、ICT技術を用いた事業所間ネットワークを構築します。
- ② 理事間の情報共有の方法として活用します。
- ③ 活動内容を一般の方々にお知らせし、スタッフ・ボランティア募集や行事の参加呼びかけに活用します。

(10)地域の要望に応える

地域の障がいのある人達からのグループホームへの入居希望に応える為、現在のホ

ームの運営状況も考慮しつつ、定員増などの検討を進めます。

#### (11) スタッフのスキルアップ

県・国の助成金等を活用し、スタッフのスキルアップにつながる研修や資格取得の推進に努めます。

##### ① キャリアアップ助成金およびキャリア形成促進助成金

総研修時間（1名当たり）20時間上の研修に対して経費や賃金が助成されるもので、積極的に研修を受けることを推奨し、年々困難さを増す支援におけるスキルが向上するよう、当制度の利用を促進します。

なお、対象者は、助成金の対象要件（キャリアアップ助成金にあつては、有期契約労働者、短期労働者または派遣労働者。キャリア形成促進助成金にあつては、フルタイム勤務の無期契約労働者）に該当し、職業訓練修了後も継続して働く意思がある者とし、介護・福祉の所属に6か月以上配置（兼務含む）されている者とします。

##### ② 介護職員研修派遣支援事業

GHわいわいのスタッフが研修等で職場を離れる際の代替職員を確保する費用が助成されるもので、介護スタッフのスキルアップへの取り組みが活発になるよう、当制度の利用を促進します。

#### (12) グループホームの旅行

各ホームとも、以前のように全員が同一スケジュールでの行動が困難になってきています。前回、一部のホームで試行した、ホームの枠を超えて支援レベルにあったグループ編成など、今後の旅行形態をどのようにするのか提案し、具体化させます

## 2.事業の実施

① 障がい者グループホーム（すずらんホーム）の運営事業	
内容	障がい者グループホームの受託運営
<実施場所>	湖南省石部南七丁目9番20号
<実施日時>	2017年4月1日 ～ 2018年3月31日
<経常収益>	11,100,000円
<経常経費>	11,100,000 円



#### <2017年度重点目標>

健康・体力の維持・向上を目指そう。

趣味や目標をみつけて充実した毎日をおくりましょう。

#### <事業の目的>

地域の中で、その人らしく暮らせるように、4名の世話人（常勤1名・非常勤3名）と複数人の宿直（有償ボランティア）によって、住人さんの生活を支援します。

#### <支援の方針>

日々の暮らしをさりげなく支えるという考え方で、住人さんのその人らしい、自立した生

活の支援を行います。また、その支援に必要な専門性の発揮は、「さりげなく、いざというときは、専門性を活かす」という姿勢で、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重に努めます。

#### <ホームの概要>

平成2年から事業開始した「すずらんホーム」は、当法人が（社福）大木会から運営委託を受けていましたが、今年度から法人直営となり、街なかの住宅で、女性4名が住んでいます。日中の活動・就労先は、一般就労1名、福祉的就労3名です。

#### <生活の支援>

夕食の提供（毎日）、食事づくりの援助、ホーム内の清掃、衣服の管理、着衣の援助、建物の点検、その他生活全般に渡っての相談・援助を行ないます。

また、夜間のケアについては、法人関係者や地域の人たちによる宿直により行います。原則として夕食時18:00～7:00宿直し、見守りと必要に応じた援助を行い、さらに、「夜間・早朝支援」として20:30～21:30の間に巡回者が就寝前に6:00～8:00の間に出勤前の支援を毎日行い、夜間の緊急時対応にも応じます。

#### <余暇の支援>

地域の余暇支援活動である「あったか倶楽部」の利用や、ワイワイ（月1回）、くらしカフェ、への参加などの案内を行ないます。

#### <健康の管理>

看護師の巡回による健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを、月2回定期的に行ないます。必要に応じて定期通院や突発的な不調時の通院を支援します。また、服薬の管理を支援します。

#### <個別支援計画>

サービス管理責任者の統括のもと、年2回（前期・後期）世話人と担当理事により住人さんの個別支援計画を作成し、モニタリングの実施など、定期的に一人ひとりに寄り添う支援計画を見直すなど支援サービスの質の向上に努めます。

また、「個別支援計画」に沿った、適切な支援を行なったかどうか、自己評価を行ないません。高齢化に起因する先行きの不安、動作の緩慢、社会的善悪の判断力の希薄さ、社会に出て行こうとする気力に欠けるなど、住人さんは多くの問題を抱えていますが、一人ひとりに寄り添い、丁寧な支援を心がけます。

#### <研修>

障がいのある人たちの地域生活援助に関連した「実務研修」を世話人が受講します。また、初任のスタッフは「新任者研修」を受講します。

#### <運営の支援>

世話人、サービス管理責任者、担当理事、法人事務局、理事長による「サポート会議」を

月1回行います。また、年に3回開催される「ワイワイ全体連絡会議」に参加します。

#### <リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護に備え、支援のしくみを整えていきます。日常の健康管理にあわせて、非常事態に備えて避難訓練を行います。

#### ② 障がい者グループホーム「ホワイトハウス」運営事業

内容 障がい者グループホームの自主運営事業

<実施場所> 湖南省市石部南六丁目9番29号

<実施日時> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<経常収益> 18,000,000 円 <経常経費> 18,0500,000 円



#### <2017年度重点目標>

温かく潤いのあるホーム生活 ~ 年代を越えた生活を求めて ~

住人さんが相互に助け合い、あたりまえの生活を楽しみ、住人さん個々の適性を見つけ出し、生活の潤いの幅を広げて、高齢化に向けての準備を進めます。

#### <事業の目的>

地域の中での普通の、その人らしい暮らしを実現するために、5名の世話人（5名の世話人のシフト制・生活支援員を兼ねる）と宿直者によって、住人さんの生活を支援することを目的とします。

#### <支援の方針>

”普通の暮らしをさりげなく支える”という考え方で、住人さんたちのその人らしい、生活を支援します。住人さんたちが、自然とやすらぐことができ、温かな雰囲気の中で、くつろげる事ができるホームを目指します。

また、その支援に必要な専門性の発揮は、「さりげなく、いざとなったら、とっておきの専門性で」という姿勢で臨み、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重を行うよう努めます。

#### <ホームの概要>

2004年3月から運営を始めた「ホワイトハウス」は、当法人が初めて街なかで土地を購入し建てた住宅で、新築2階建のバリアフリーの快適な住環境を提供しています。居室は、個室で、男性3名・女性4名が住んでいます。日中の活動・就労先は、福祉的就労5名と一般就労1名、その他1名です。

食事づくり、ホーム内の清掃、衣服の管理、着衣の援助、買い物支援（同行）、通院サポートなど、生活全般に渡っての相談・支援（見守り）を行ないます。また、夜間のケアについては、法人関係者や地域のスタッフによる宿直により行います。更に、法人全体の夜間支援従事者（POTスタッフ）による巡回型早朝・夜間支援により、就寝前・出勤前の見守り・援助を厚くしています。

2015年12月に新しく入られた方もホームの生活に慣れ、夕食準備手伝い、配膳など住人さん達と一緒にすごしておられます。今後も住人さん同士の関わりを大切にしていきます。  
他機関との連携の一つとして特別支援学校の体験実習を受け入れています。

#### <福祉避難所>

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を湖南省と締結しました。災害が発生した場合、専門性の高いサービスを必要とする人達の避難場所の提供と、生活支援を提供する事とします。

#### <余暇の支援>

「ワイワイ」（月1回）への参加や視覚障害者の集いへの参加等の案内を行ないます。また一人ひとりの想いや気持ち・願いに寄り添う外出サポートを行い、その人らしく、リラックス・リフレッシュできる余暇を過ごせるように努めます。地域からの情報（夏祭り、近隣施設の行事など）も積極的にお知らせするなど選択肢を広げ、余暇の充実を図ります。また、住人さんからのコンサートや演奏会などへの参加希望があれば、実現できる様に配慮します  
ホーム旅行については、次年度実施ですが、これから住人さんの思いや意見を取り入れながら実施に向けて取り組みます。また、皆さんと共に外食なども計画して行きます。

#### <健康の管理>

日々の暮らしの中においても、服薬管理等住人さん一人ひとりの健康状態に留意します。  
通院については、医師からの説明を聞かなければならない場合や本人の状態を伝えなければならぬ場合は、付添を行います。また、看護師の巡回により健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを、月1回定期的に行ないます。更に、医療面での課題のある住人の個別的な健康管理、医療機関との連絡、受診の支援等を行います。特に、加齢に伴う身体的・精神的な変化に対応できる支援の充実に努めます。

また、一昨年住人さんのお一人が病気療養中亡くなられたことは、ホームにとって残念な出来事でしたが、同時に貴重な経験の機会となりました。この経験を活かし、ホーム内の連携をさらに強めて住人の皆さんの健康管理に努力したいと思えます。

#### <個別支援計画>

サービス管理責任者の統括のもと、年2回（前期・後期）世話人と担当理事により住人さんの個別支援計画を作成し、モニタリング（実施の評価）の実施など、定期的に一人ひとりに寄り添う支援計画を見直すなど支援サービスの質の向上に努めます。

「個別支援計画」に沿った、適切な支援を行なったかどうか、自己評価を行ないます。

#### <研修>

障がいのある人たちの地域生活支援に関連した「実務研修」を世話人が積極的に受講します。特に加齢に伴う個別援助のあり方等についての研修を重点的に受けます。

また、法人が主催する年数回の指定研修に参加します。さらに、「地域づくり」「街づくり」などの視点を持った、関係機関・団体が実施する研修にも積極的に参加します。



### <運営の支援>

住人さん、世話人、サービス管理責任者、担当理事、法人事務局、理事長による「サポート会議」を月1回行ないます。また、世話人会議を月1回実施し、世話人間の共通理解を図り、円滑にホームの運営ができるようにします。

年に3回開催されるNPOの事業所全体での「全体運営連絡会議」に参加します。

必要に応じて臨時・緊急会議を課題・議題別に構成員を決定して行います。

様々な立場で関わりを持っていただく方々との積極的な意見交換を実施し、課題について検討することにより、質の高いサービス提供に努めます。

### <リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護に備え、支援のしくみを整えていきます。日常の健康管理にあわせて、非常事態に備えて年2回避難訓練を行い、災害（火災・地震等）に対する意識を高めます。

### <地域との連携>

自治会活動に積極的に参加し、地域の方々との交流を促進します。

### ③ 障がい者グループホーム「南花（さざんか）」運営事業

内容 障がい者グループホーム自主運営

<実施場所> 湖南省石部南五丁目4番4号

<実施日時> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<収入> 21,000,000 円 <支出> 21,000,000 円



### <2017年度重点目標>

一人ひとりの暮らしのリズムを大切に、健康に留意しながら協力し、支え合って暮らして行ける南花。

### <事業の目的>

地域の中での普通の、その人らしい暮らしを実現するために、住人さんの生活を支援することを目的とします。

### <支援の方針>

”普通の暮らしをさりげなく支える”という考え方で、住人さんのその人らしい、生活を支援します。住人さんたちが、自然とやすらぐことができ、くつろげる「ホーム」を目指します。

また、その支援に必要な専門性の発揮は、「さりげなく、いざとなったら、とっておきの専門性で」という姿勢で臨み、住人さんの尊厳の確保と人権の尊重を行うよう努めます。

### <ホームの概要>

2007年4月から運営を始めた「南花（さざんか）」は、新築の平屋建て（一部2階）で、バリアフリーでエコスタイルの快適性を高めた住環境です。居室は、ミニキッチン付き、畳とフローリングの両仕様とこだわりの個室です。男性5名・女性2名が住んでいます。日中の就労先は、一般就労4名、福祉的就労2名、その他1名です。

隣接する「わいわい市民農園」の作業に来られる方々との交流もあります。

くらしカフェの配食を利用した食事づくり、ホーム内の清掃、衣服の管理、着衣の援助、空調の管理、買い物支援（同行）、通院サポートを初め、就労先との連携など、生活全般に渡っての相談・支援（見守り）を行ないます。また、支援体制は24時間対応とし、昼間（9時～21時）の時間帯は、7名の世話人・短時間勤務者2名（計9名）の構成で、夜間（21時～翌9時）は3名の男性世話人と2名の女性世話人が日替わりで支援に当たります。早朝夜間のケアについては、巡回支援者による支援体制も引き続き実施し、毎日見守り声かけに努めます。

#### <福祉避難所>

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を湖南省と締結しました。災害が発生した場合、専門性の高いサービスを必要とする人達の避難場所の提供と、生活支援を提供する事とします。

#### <余暇の支援>

地域の余暇支援活動である「あったかほーむ」および「クラブハウスわらく」の利用や、「余暇ワイワイ」（月1回）への参加、スペシャルオリンピックスへの参加などの案内を行ないます。また、一人ひとりの想いや気持ち・願いに寄り添う外出サポートを行い、その人らしく、リラックス・リフレッシュできる余暇を過ごせるように努めます。地域からの情報（夏祭り、近隣施設の行事など）も積極的にお知らせするなど選択肢を広げ、余暇の充実を図ります。

#### <健康の管理>

日々の暮らしの中においても、服薬管理等住人さん一人ひとりの健康状態に留意します。通院については、医師からの説明を聞かなければならない場合や本人の状態を伝えなければならぬ場合は、法人事務局と連携しつつ、付添を行います。

また、看護師の巡回により健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを、月2回定期的に行ないます。

高齢化による支援の必要度が最も進んだホームであり、住人さんの中には、介護保険サービスを利用している方も居られ、高齢化に伴う身体的・精神的な変化に対応できる支援の充実に努めます。既に介護サービスを受けておられる住人さんについては、ケアマネージャーやサービス事業者および訪問看護事業者との連携を取り、少しでも安定した穏やかな生活を過ごしていただけるか、又、衰えの進んできている住人さんについては、その状態を注意深く見守り介護サービスへの移行を模索していきます。

#### <個別支援計画>



サービス管理責任者の統括のもと、年1回（前期・後期）世話人と担当理事により住人さんの個別支援計画を作成し、モニタリング（実施の評価）の実施など、定期的に一人ひとりに寄り添う支援計画を見直すなど支援サービスの質の向上に努めます。

又、「個別支援計画」に沿った、適切な支援を行なったかどうか自己評価を行ないます。衰えが進んだから、認知症が進行しているからだけで第一線を退くのではなく、その人でこそその働き「ならではの働き」を大事にした支援を進めます。

#### <研修>

障がいのある人たちの地域生活支援に関連した「実務研修」を世話人が受講します。特に加齢に伴う個別援助のあり方等についての研修を重点的に受けます。

また、法人が主催する年数回の指定研修に参加します。さらに、「地域づくり」「街づくり」などの視点を持った、関係機関・団体が実施する研修にも積極的に参加します。

#### <運営の支援>

住人さん、世話人、サービス管理責任者、担当理事、法人事務局、理事長による「サポート会議」を月1回行ないます。

また、年に3回開催されるNPOの事業所「全体連絡会議」に参加します。  
必要に応じて臨時・緊急会議を課題・議題別に構成員を決定して行います。

#### <リスク管理>

非常事態における生命・財産の保護に備え、支援のしくみを整えていきます。日常の健康管理にあわせて、非常事態に備えて避難訓練を行い、非常持出品を整理します。

#### <南花の継続的な支援目標>

1. ホーム生活の住環境を整備する。
2. 住人さんそれぞれの趣味を充実できるようなお手伝いに努める。
3. 住人さん同士のつながりを強められるようなお手伝いに努める。

#### <入居定員の増と増築>

介護の人的体制と介護機器等の設備が整った南花の機能を存分に発揮し、高齢化により、介護と見守りが常時必要とする住人の受け入れを可能とするため、1名分の居室を増築します。

併せて、スタッフの休憩室と夜勤者が仮眠できる宿直室を整備するとともに、体験利用や集いができる多目的室を整備します。

### ③ 障がい者グループホーム「Myほーむ」の運営事業

内容 障がい者グループホームの自主運営

<実施場所> 湖南省石部南五丁目5番36号

<実施時期> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<経常収益> 24,500,000 円 <経常> 24,500,000 円



<2017年度重点目標>

個性を大切に「双方向の関係性で、その人らしい暮らしの実現」

<事業目的>

地域の中で普通の、その人らしい暮らしを実現するために、6名の世話人（生活支援員）と、夜間・早朝スタッフによって双方向の関係性で入居者の生活を支えることを目的とします。

<支援の方針>

地域に溶け込んで「暮らしの中で一人ひとりの行動、人間関係の喜びや悲しみ」をさりげなく見守り普通の暮らしを支えます。

<ホームの概要>

人間関係のもたらすさまざまなストレスから解放され、より自由な住環境を求める人たちの要望に応じて、地域のアパートを確保し、一人暮らしタイプの運営を2008年12月から始めました。要望に応じて定員を増やしてきましたが、新たな居室の確保が困難となってきました。また、消防法により今後スプリンクラーの設置が必要となることもあり、2014年度より用地の取得・新ホームの建設へと動き2015年4月より順次運営しています。（完全なワンルームタイプの部屋5室と従来型の共同タイプ5室、合わせて10室）3月末現在、Myほーむとさんさんハウスからの転居者を中心に、新たな人も加わり9名が生活されています。就労先は、一般就労7名、福祉的就労（就労継続支援A型1名、就労継続支援B型1名）2名です。

<生活の支援>

Myほーむは、一人ひとりの自主性を尊重し、さりげない見守りを実施し、利用者の訴えてきた生活上の諸問題に対して相談・支援を行います。

夜間の防犯・防災については、夜間早朝支援スタッフが行います。

利用者の想いや課題については、あくまでも利用者に寄り添いながらきめ細やかに支援に努めていきます。

食事については、利用者の希望に応じて、朝食・夕食を提供します。また、自炊の希望者には、調理支援も実施します。

金銭管理については、希望に応じて支援を実施します。

比較的自立度の高い人たちですが、職場での人間関係やトラブル等で退職してしまう事が

有り、生活の糧としての職を失ってしまう事が有ります。本人の訴えは勿論、さりげない見守りや会話の中に当事者の悩みを聴き取り雇用支援ワーカーや勤務先との連絡調整をとり問題解決に当たります。

#### 〈余暇の支援〉

地域の行事等の情報提供や当法人の屋外支援活動への参加を呼び掛けます。

住人の余暇のスタンスに違いがあり、法人事務局と連携し、一人ひとりの希望や要望に添う余暇支援・外出支援を工夫し、その人らしいリフレッシュが出来るように努めます。それらの手段として交通機関の利用の仕方、観光案内、食事メニューの紹介等の体験学習を実施し、生活圏の外側へ外出範囲が広がるよう工夫していきます。

また、それぞれの独り立ちに向けてのさまざまな支援に努めます。

#### 〈健康管理〉

日々の暮らしの中において世話人が利用者の健康状態に留意します。

通院については、医師からの説明を聞かなければならない場合や本人の状態を伝えなければならぬ場合は、法人事務局と連携しつつ、付添を行います。

また、看護師の巡回により健康状態の把握、健康管理のアドバイス、受診指導、健康相談などを月に1回定期的に行います。

#### 〈個別支援計画〉

サービス管理責任者の統括のもと、年2回（前期・後期）世話人と担当理事により住人さんの個別支援計画を作成し、モニタリング（実施の評価）の実施など、定期的に一人ひとりに寄り添う支援計画を見直すなど支援サービスの質の向上に努めます。

また、「個別支援計画」に沿った、適切な支援を行なったかどうか、自己評価を行ないます

年齢層も20代前半から50代半ばまでと幅広く、二世帯が同居しているような状況を踏まえ、それぞれ抱えている問題を丁寧に支援できる計画を立て、実行していきます。

#### 〈研修〉

ホーム関係者が、住人さん一人ひとりの障がい特性や専門的知識を学び、より適切な支援が行えるように法人独自の研修会を実施します。又、「地域づくり」「街づくり」等の地域生活に関連した研修会にも積極的に参加します。

#### 〈運営の支援〉

住人さん、世話人、サービス管理責任者、担当理事、法人事務局、理事長による「サポート会議」を1カ月に1回行います。また、年に3回開催されるNPOの事業所全体での運営連絡会議に参加します。

必要に応じて臨時・緊急の会議を課題別に構成員を決定して行います。

#### 〈リスク管理〉

ホームの日々の暮らしで虐待等が起こらないように、又、非常事態における生命・財産の保護に備え、規定を整え、非常事態に備えて避難訓練を行い、非常持ち出し品を整理します。

⑤ 障がい児・者余暇活動支援事業

内容 障がい児・者の余暇活動支援 (余暇ワイワイ)

<実施日時> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<事業の対象者> 地域生活を行う障がい児・者



<2017年度重点目標>

当たり前の日常生活に彩りを添える活動であり続けたい

<事業の目的>

(1) 湖南省内の自宅で暮らす障がい児やグループホーム等で暮らす障がいのある人たちの主に週末の余暇活動を支援します。

<活動内容>

16年目を迎えますが、従来と変わらず日常性や季節感を大切にしながら、普通の暮らしに少し彩を添えるような活動を「継続は力なり」をモットーに活動すると共に、参加者の人数、年代層、女性の増加を考え、女性を中心にフレッシュなスタッフの確保にも努めます。

就労している人たちの希望により、土曜日と日曜日を交互に開催しています。

毎回、朝9:00に東寺の「じゅらくの里」にある福祉パーク館に集まり、買い物、軽スポーツ、映画観賞、などの開催をはじめ、地域のイベントへ参加します。

法人理事、法人スタッフ、地域のボランティアなどが、毎回2名~4名参加し、幅広い年齢の方達とバランスのとれた活動内容を実践して行きます。

<日中一時支援事業>

「あったかほーむ いしべ宿」と同じく、湖南省の日中一時支援事業の利用者を受け入れます。

⑥ 高齢者グループホーム運営事業

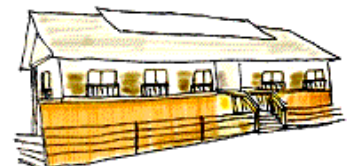
内容 認知症高齢者の地域生活支援

<実施場所> 湖南省石部東七丁目5番25号 「グループホームわいわい」

<実施時期> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<事業の対象者> 湖南省内に居住する認知症の高齢者 (利用定員9名)

<収入> 44,000,000円 <支出> 44,000,000円



<2017年度重点目標>

・外部研修を通して、外とつながる。

- ・くらしの場の安全点検につとめる。
- ・風水害対策の計画と実施をすすめる。

#### <支援状況>

##### ・健康管理

高齢による心身の衰えが進まれ、同時に介護の必要度も高まる中で、スタッフは、細やかな配慮や気づきで病気を早期に発見し、早期に治療していただくよう努めます。また、歯に関しては、近所の訪問歯科診療を受け入れます。感染症を「持ち込まない、広げない」よう努め、感染症状の早期確認と、迅速な対応体制を確立します。

事故や怪我に繋がらないように、リスクマネジメント（危機管理）の手順を定め、定期的に点検などを実施します。

季節を感じる行事や外出を行うとともに、日常生活の中での役割りを担われる事で、自然に身体を動かしていただき、体力・生活行為（機能）維持向上に努めます。

非常勤の看護師により、ホーム内のより支援を必要とするお年寄りに対応する為、訪問看護ステーションとの連携を続けます。

##### ・入浴についての工夫、話題作り

入浴剤だけでなく、しょうぶ湯やゆず湯など季節に合わせたお風呂で入浴を楽しんでいた  
だ  
けるようにします。

##### ・ターミナルケア（看取り期の介護）への取り組み

ホームでターミナルケアを行うにあたっては、同意書をいただくなかで、本人、家族、スタッフが十分に話し合って方向性を明確にします。

最期を看取るための医療体制整備だけでなく、本人の基本的な欲求ができるだけ苦痛なく満たされ、かつ、安楽で、平和な日々を過ごしていただくことが出来るケアに努め、これまで住んで居られた自宅のご近所さんや、身内の人、またホーム内の他のお年寄りの人達とのつながりも途切れることの無いように努めます。

スタッフは、ターミナルケアの幅広い知識を学び、ミーティングなどを通じて共有します。

##### ・地域との交流

自治会（今年度は副班長）への参加、散歩や買い物、ボランティアセンターへの訪問などで、ご近所の顔見知りが増え、地域との交流の輪を広げ、地域の方やボランティアの方達が気軽に出入りしてもらえるよう努めます。

カットボランティアやコーラスグループ、よし笛サークルの方々との交流も、続けていきます。

また、「いきいき百歳体操」等の取り組みを通して、地域との新たなつながりを持つよう努めます。

##### ・家族との連携

本人の健康面や生活の様子を定期的にお便りで知らせるとともに、行事等への参加呼びかけを行い、入居者と家族の関係がスムーズにいくよう努めます。

#### <運営体制>

担当理事代行、管理者、管理者補佐、主任、副主任、事務主任、の六役の協議で運営を進め、ホーム内のケアに関する対応についても協議します。

本年度も引き続き、スタッフの心身面への配慮や、ヒヤリハットについても話し合う場を設けて行きます。

これらの運営を確実にするため、スタッフの人員不足は顕著であり特に夜勤者の不足が深刻な状況にあります。本部とも協力しスタッフの確保に努めます。

#### <運営推進会議>

偶数月（年6回）の第3日曜日に、地域の方（石部東）、民生委員、市役所（地域包括支援センター）、理事会、入居者、家族の皆さん、スタッフが参加して開催します。

情報交換だけではなく、認知症を理解する勉強会を行うことにより、ホームが果たす「地域の社会資源」としての役割を考えると共に、イベントの開催などでホームの皆さんと関わりを持てる機会を提供します。外部評価的な意見として出席者の生の声を聞き、運営やケアに活かしていきます。

多くの関係者の意見をお聞かせ願いたいと思ひから、一名でも多くの皆さんに集まっていただけるよう、呼びかけて行いきます。

#### <運営会議>

毎月、第2月曜日に理事長、担当理事代行、開設者、管理者、常勤スタッフ、介護計画作成者、法人事務局などが集まり、ホームの運営について協議します。

#### <週明けミーティング>

毎週月曜日に、担当理事代行、管理者、管理者代行の集まる場を設け、報告、連絡、相談等情報を共有するように努めます。

#### <スタッフミーティング>

・毎月、第2金曜日→**あんばいしいんかい**：研修報告、内部研修、次月の行事等への意見交換等

・毎月、第4金曜日→**全体会議**：看護師からの連絡事項、リスクマネジメント等

・自己評価作業は、年1回以上行ない、集計しその結果を家族や関係機関に開示します。

また、評価の低い内容に関しては改善に努めます。

・各ミーティング時に「お年寄りやスタッフの良いところ探し」を取り入れます。

#### <外部評価>

第三者評価は、適用の条件を満たして申請することにより、2年に一度実施となります。

### <防災避難訓練>

年に1回、ご家族の皆様、近隣住民の皆様にも案内させていただき、消防署と連携しながら、避難訓練を実施します。災害対策として避難経路の把握、非常持出袋を作成します

### <福祉避難所>

災害時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定を湖南省と締結しました。災害が発生した場合、専門性の高いサービスとして少人数の避難行動支援者を受け入れます。

### <研修の実施>

年間計画を立て、各々のスタッフが参加すべき研修時期の周知を図り、事前準備などの時間を得ることができるようになります。

常勤・非常勤に関係なく、法人内研修や外部研修に積極的に参加出来る環境を整え、スキルアップ（能力向上）を図ります。

生活機能の維持・向上についての研修についても積極的に受講します。

### <障がい者の就労>

障がいがあるスタッフの雇用に向けて準備をすすめていきます。

### <見学・実習・研修の受け入れ>

積極的に受け入れ、交流を図るとともにスタッフの自己研鑽につなげます。

### <介護相談員の受け入れ>

湖南省より月に一度の訪問時にお年寄りはもちろん、スタッフの生の声や思いを吸い上げていただき、浮かび上がった諸問題については、その解決に向けて努力をしていきます。

### <行事等>

4月 運営推進会議・お花見・いちご狩り	10月 運営推進会議
5月 町内祭り	11月 日帰り旅行
6月 運営推進会議	12月 運営推進会議・忘年会（クリスマス）
7月 外食	1月 初詣・獅子舞
8月 運営推進会議・花火・	2月 運営推進会議・節分（お寿司を食べる）
9月 夏祭り	3月 ひなまつり

随時：誕生会（本人や家族と相談して担当者が企画します。）

その他、天気や体調と相談しながら、日々の外出（買い物や散歩等）、少人数単位での外食、「わらく」の交流スペースでの催し物なども、定期の予定以外に随時計画し、実施します。





⑦あったかほーむ いしべ宿 運営事業

内容 くらし支え合い・地域共生型拠点の運営

<実施場所> 湖南省石部東七丁目5番9号

<実施日時> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<事業の対象者> 学童、乳幼児、地域生活を行う障がい者・児、在宅要支援高齢者  
利用予定者 10名

<経常収益> 14,500,000 円 <経常経費> 14,500,000 円

2017 年度重点目標

太陽光発電・太陽熱利用による“エコエネルギー”の推進と、井の元川の環境整備により地球に優しい環境づくりを目指します。

<市民共同発電所>

高齢者グループホームの屋根に市民の共同出資により整備した「てんとうむし2号」を運営し、わいわいへの電力供給と関西電力への余剰電力売電を行い、出資者に還元します。

「いしべに市民共同発電所をつくる会」や「緑の分権」と連携・協力を図ります。

「市民共同発電所全国フォーラム」の運営に協力し、積極的に参加します。

<太陽熱温水システムの利用>

昨年末にGHわいわいの屋根に設置した、貯湯量200ℓの太陽熱温水器の有効性を立証し、今後のエコ活動（2酸化炭素削減）を推進します。

<井の元川に蛍を！（石部南区自治会・なんてん共働サービスとの協働。河川環境保全活動）>

年間を通じて、井の元川の環境美化や水質を守る活動を実施します。

1) 井の元川清掃活動

6月初旬 ゴミ拾い

11月中旬 同上

2) 井の元川の清掃活動

6月末（春の清掃活動）井の元川土手の草刈（南区自治会との共働作業）

10月末（秋の清掃活動）同上

3) 井の元川水質検査

6月初旬 全国水環境マップ実行委員会主催に参加（3箇所の調査）

（滋賀県は調査地点数全国トップで、甲賀地域は県内でトップです。）

4) 湖南省環境評議会清掃活動

甲賀流域河川の日の清掃活動

8月末に実施される野洲川流域の一斉清掃活動に、ホームの住人さんを中心に8名程度で参加します。

湖南省内の清掃活動に参加

3月末に実施される年度最後の行事です。ホームの住人さんを始め有志の方と参加

します。場所は、年が明けてから決定されます。

#### <今後の展望>

現在の活動は河川的环境美化活動に偏った活動となっているが、広い視野で考え、広い意味で環境にかかわる活動になればよいと考えて、今後の活動を考えて行きます。

#### ⑧環境保全事業

内容 太陽光発電による市民共同発電所の整備・運営と河川環境保全活動

<実施場所> 湖南省石部東七丁目5番25号ほか

<事業の対象者> 湖南省民ほか

<実施日時> 2017年4月1日 ~ 2018年3月31日

<収入><支出> 本部会計で活動



#### 2017 年度重点目標

太陽光発電による“エコエネルギー”の推進と、井の元川的环境整備により地球に優しい環境づくりを目指します。

#### <市民共同発電所>

高齢者グループホームの屋根に市民の共同出資により整備した「てんとうむし2号」を運営し、わいわいへの電力供給と関西電力への余剰電力売電を行い、出資者に還元します。

「いしべに市民共同発電所をつくる会」や「緑の分権」と連携・協力を図ります。

「市民共同発電所全国フォーラム」の運営に協力し、積極的に参加します。

#### <井の元川に蛍を！（石部南区自治会との協働。河川環境保全活動）>

年間を通じて、井の元川の環境美化や水質を守る活動を実施します。

##### 1) 井の元川清掃活動

6月初旬 ゴミ拾い

11月中旬 同上

##### 2) 井の元川の清掃活動

6月末（春の清掃活動）井の元川土手の草刈（南区自治会との共働作業）

10月末（秋の清掃活動）同上

##### 3) 井の元川水質検査

6月初旬 全国水環境マップ実行委員会主催 に参加（3箇所の調査）

（滋賀県は調査地点数全国トップで、甲賀地域は県内でトップです。）

##### 4) 湖南省環境評議会清掃活動

甲賀流域河川の日の清掃活動

8月末に実施される野洲川流域の一斉清掃活動に、ホームの住人さんを中心に8名程度で参加します。

湖南省内の清掃活動に参加

3月末に実施される年度最後の行事です。ホームの住人さんを始め有志の方と参加します。場所は、年が明けてから決定されます。

<今後の展望>

現在の活動は河川的环境美化活動に偏った活動となっているが、広い視野で考え広い意味で環境にかかわる活動になればよいと考えて、今後の活動を考えて行きます。

⑨ くらしカフェの運営事業	
内容	高齢者世帯への配食サービス、子育てサロン、障がい児・者余暇支援などを、一体的・複合的に提供する広域拠点の運営
<実施場所>	湖南省石部東二丁目1番36号
<実施日時>	2017年4月1日～2018年3月31日
<収入>	24,000,000円
<支出>	24,000,000円



<2017年度重点目標>

「くらしカフェ」をたくさんの方に知っていただき利用者数を増やすことで、サービスの向上と経営改善を図ります。

<事業の目的>

少子・高齢化、核家族化、都市化等の進展により、一人暮らし高齢者の所在確認、子育ての孤立化への対応、障がい者の地域の居場所づくりが喫緊の地域課題となっています。

これらの地域課題の解決に向けて一定の役割を果たすため、県の「しが地域支え合い体制づくり事業」の補助金を活用して整備した「くらしカフェ」を拠点として、関係者との連携のもと、地域サロン、配食サービス・巡回見守り、障がい児の余暇活動支援、障がい者雇用など複合的・総合的な事業を開始することを目的とします。

<事業の展開>

「共通事項」

1. 運営の基本

運営・経営の効率化と財務体質の健全化を図ることで、経営基盤の強化と事業の安定化に努めます。

2. 情報発信

くらしカフェの情報発信力を高めるため、ホームページの活用、チラシの作成・配布、定期的な通信の発行などに取り組みます。

3. 拠点機能

本部事務局や他のホームや相談センター等と連携しながら暮らし支えあいの拠点機能を高めます。

「あじわい部門」

(目標)

恒常的な品質改善に努めます。また、安全・安心で納得いただける食事を提供します。

(運営方針)

- ・食の安心・安全を優先します。
- ・家庭の味をお届けします。
- ・顧客ニーズを捉え、満足度を高めます。
- ・収支を改善し、自立した経営を目指します。
- ・スタッフの意欲と能力を最大化します。

(事業内容)

- ・地域の高齢者世帯など、食事の提供を必要とするご家庭に昼食と夕食をお届けします。
- ・くらしカフェに来店する方へ、食事や飲み物を提供します。
- ・ホームや事業所の求めに応じ、食事をお届けします。
- ・地域特産品を使用した食品を開発し普及します。
- ・手作り作品の委託販売を請け負います。

(スタッフ体制)

- ・トータルマネージャー・・・食品衛生管理者・・・献立主任、調理主任、調理スタッフ  
・・・フロアー主任・・・フロアスタッフ  
・・・カフェ事務局
- ・各スタッフの役割を明確にし、チームワークで課題に取り組みます。

(連携)

- ・配食については、他法人とも連携して継続的に提供します。

「にぎわい部門」

(目標)

余暇活動支援を通じて、街のにぎわいづくりに参画します。

(運営方針)

- ・地域で暮らすハンディのある人たちの居場所作りと余暇活動を支援します。
- ・グループホームの住人さんが選べる活動メニューを増やします。
- ・お仕着せでない、主体的な活動を創生します。

(事業内容)

- ・余暇活動に使用する車両を管理します。
- ・余暇ワイワイを始めとする情報を提供します。

- ・くらしカフェを拠点として、楽しいイベントを開催します。

#### (スタッフ体制)

- ・コーディネーター(兼務)を配置します。

#### (連携)

- ・あったかほーむ、各グループホームのスタッフと連絡を密にして、活動の内容を充実します。

#### 「さいわい部門」

#### (目標)

- 子どもが伸び伸びと遊び、子育て中の方がゆったりすごせる「ほっとスペース」を提供し、子育て・子育てを支援します。
- お年寄りが気軽に立ち寄れるスペースを提供します。

#### (運営方針)

- ・子どもが力強く冒険遊びができる空間を提供します。
- ・子育て中の人たちやお年寄り、介護する家族の方がリラックスできる場を生み出します。
- ・多世代交流により、地域で子育てやお年寄りの見守りをする雰囲気を作り出します。
- ・中学校の職場体験等を受け入れます。

#### (事業内容)

- ・3歳以上ワンオーダーで、くらしカフェを120分自由に親子利用していただきます。
- ・子育てをする人や介護をする人たちの情報交換の場として、交流サロンを自由に利用していただきます。
- ・2階の会議室、和室等の有効利用(各種教室など)に努めます。

#### (スタッフ体制)

- ・コーディネーター(兼務)を配置します。

#### (連携)

- ・子育て支援センター・子育てサークル、介護関係の団体・事業所などとの連携を密にして、くらしカフェならではの活動を生み出し、定着させます。

#### 「くらしカフェ事務局部門」

- ・お客さまの声を受け止め、誠意ある対応をいたします。
- ・受注・発注・領収業務の的確な処理に努めます。
- ・フロアスタッフの業務をサポートします。

#### 「トータルマネージャー業務内容と権限」

1. 各班の統括・連絡調整・・・定例会議の主催
2. 運営管理責任者への報・連・相
3. 本部事務局との連携（会計・財務）
4. 勤務表の作成・・・人事管理、勤務調整
5. 服務規律の管理・・・職業倫理、効率化の推進
6. サービスの質向上・・・アンケート、試食の実施
7. 売上向上・・・営業戦略の立案、営業活動
8. 物品・金銭の管理・・・購入決定、請求、支払承認

#### ⑩ 相談支援事業

内容 障がいのある人（子ども含む）が、安心して地域で暮らし、働くことを支援するため、指定特定相談支援などを実施する「あぼし相談支援センター」の運営  
 <実施場所> 湖南省石部東二丁目1番36号（くらしカフェ2階）  
 <実施日時> 2017年4月1日～2018年3月31日  
 <収入> 7,400,000円 <支出> 7,400,000円

#### <2017年度重点目標>

地域で暮らし働く人の「安心・充実・なっとく」を相談支援で支えましょう。

#### 1. 相談支援について

指定特定相談支援（計画相談）については、2012年度（平成24年度）から、障がい者総合支援法に基づき障がい福祉サービスの一つとして位置付けられ、2015年（平成27年）4月から、障がい福祉サービスの支給決定を市町村が行う際に、サービス等利用計画の作成が必須となりました。

県内の多くの市町では、要処理件数に対して相談支援事業所が不足し、支給決定が相当遅れているところもあります。

また、相談支援を主とする事業所で対応しきれないため、サービス提供事業所を有する法人が、指定特定相談支援事業所となり、自施設の利用者のサービス利用等計画を作成している状況もあります。

#### 2. 指定特定相談支援等について

##### (1) 個別支援の充実

指定特定相談支援等に取り組むことにより、地域資源の情報収集力、コーディネート力など、法人全体の力量を高め、住人等への支援の質を向上させることが期待できます。

##### (2) 支給決定の円滑化

支給決定の遅延を防ぎ、円滑なホーム運営が図ることができます。

##### (3) 地域貢献

当法人のこれまでの地域福祉活動の経験と人的資源を地域に提供することができま

す。

### 3. 実施体制

指定事業所としての要件を満たすため、次の体制等を整備します。

#### (1)管理者

管理者を1名配置します。

既にグループホームでの管理者となっている者が兼ねることもできますが、相談支援専門員が兼務することとします。

#### (2)相談支援専門員

相談支援の実務経験がある相談支援専門員を1名配置します。

管理者を兼ねます。

#### (3)相談支援業務補助者

社会福祉士、介護支援専門員などの有資格を補助者として複数名配置します。

### 4. スタッフ研修

相談支援専門員および補助者の資質向上のため、定期的な研修、障がい福祉サービス等の利用計画を作成する実務経験を積みます。

### 5. 法人間の連携

他機関、法人と連携し、地域の障がい者福祉に貢献します。

### 6. 指定特定相談支援等の実施目標

サービス等利用計画書作成件数 120件（既存60・新規60）

モニタリング報告書（継続サービス利用支援）作成件数 210件（既存年2回・新規年3回につき平均1.5回）

障がい児支援利用計画書作成件数 16件（既存8・新規8）

モニタリング報告書（継続障がい児支援利用援助）作成件数 28件（既存年2回・新規年3回につき平均1.5回）

### 7. 指定一般相談支援事業の実施目標

地域移行支援計画書作成件数 2件

地域定着支援実施件数 2件

### 8. その他

指定申請において掲示すべきとされた事項

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日および8/14～16、12/29～1/3を除く）

営業時間：午前9時～午後5時

主たる対象者：指定なし（身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児のすべて）

その他の費用：厚生労働省が定める費用



調査費用（公共交通機関の場合：実費、自動車の場合：事業所から調査先までの往復距離1 kmあたり20円）

通常の事業実施地域：湖南省内（必要に応じて、湖南省外においても事業実施する場  
合がある。）